

令和5年度

宇佐市農業委員会
第2回(5月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第2回定例総会会議録

令和5年6月5日（月）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第2回（5月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番	安倍 隆司	委員	4番	久保 公志郎	委員	5番	永松 徳章	委員
6番	安部 仲雄	委員	7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員
9番	安部 正博	委員	10番	川谷 正一	委員	11番	佐藤 俊徳	委員
12番	河野 一雄	委員	13番	永岡 卓巳	委員	15番	塚崎 正和	委員
17番	池田 雅彦	委員	19番	阿部 善浩	委員			

欠席委員

1番	赤坂 州男	委員	3番	西 時行	委員	14番	丹生 猛	委員
18番	安藤 宝太	委員						

事務局

石川事務局長、山末次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第11号 非農地証明願について
議案 第12号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第13号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告 第 7号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告 第 8号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について

報告 第 9号 農地法第5条許可処分の取消について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第2回5月の定
例総会を開会いたします。

1番 赤坂 州男 委員 3番 西 時行 委員 14番 丹生
猛 委員 18番 安藤 宝太 委員より欠席の旨通知がありま
したので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は19名中15名で、宇佐市農業委員会会議
規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しており
ます。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めるこ
ととなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願
いいたします。

議 長 皆さんおはようございます。(あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署
名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はあり
ませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 永松 徳章 委員、6番
安部 仲雄 委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いた
します。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第8号「農地法第3条の規定による
許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議
案第8号3条許可申請は11件で、地区毎の内訳は、

宇佐地区1件、2筆、264㎡、駅川地区1件、1筆、1,269㎡、
四日市地区6件、18筆、16,407㎡、安心院地区2件、3筆、
1,943㎡、院内地区1件、1筆、148㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」農
地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別
紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
3ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、弟である譲受人へ農地を贈与するものです。

4ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、親戚の譲受人へ農地を贈与するものです。

6ページをお開きください。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が購入する宅地の近隣農地を取得するものです。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

安心院地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年5月31日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」

宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年6月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員12名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最

適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年5月30日午前10時より、安心院支所 視聴覚室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区2件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第9号4条許可申請は2件で、

地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、493㎡、四日市地区1件、2筆、379㎡となっています。

10ページをお開きください。

議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定によ

り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
11ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

12ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

農業用施設としての転用で、農業用倉庫を建築する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」

長洲地区1件について、担当地区委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」

四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第10号 5条許可申請は8件となっています。

地区ごとの内訳は、宇佐地区1件、1筆、973㎡、駅川地区3件、5筆、3,110㎡、四日市地区3件、4筆、1,206㎡、安心院地区1件、1筆、793㎡となっています。

13ページをお開きください。

議案10号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

14ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場及び貸車両置場用地としての転用で、貸駐車場10台分と貸車両置場20台分を整備する計画です。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

15ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

共同住宅としての転用で、共同住宅2棟を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場及び貸車両置場用地としての転用で、転用者が経営する整備工場の駐車場と車両置場18台分を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

共同住宅としての転用で、共同住宅1棟を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

16ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、自社の駐車場7台分を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

17ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅及び倉庫を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」

宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」
駅川地区3件、四日市地区3件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」
安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第11号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第11号非農地証明願は、9件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、99㎡、駅川地区2件、3筆、696㎡、四日市地区4件、6筆、1,500㎡、安心院地区2件、5筆、5,181㎡となっています。

18ページをお開きください。

議案第11号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

19ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

農地法施行以前の昭和25年頃から墓地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

20ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和56年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

昭和52年12月3日付、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

21ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成7年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和48年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

昭和45年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

平成5年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

23ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成5年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和58年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第11号「非農地証明願について」

長洲地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第11号「非農地証明願について」

駅川地区2件、四日市地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第11号「非農地証明願について」

安心院地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても

差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第12号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。
それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお開きください。
議案第12号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

25ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、26ページ以降のようになっております。続きまして、36ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、37ページ以降のようになっております。続きまして、47ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転集計表 朗読】

詳細につきましては、48ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。
農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。
また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。
よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。
農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。
また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。
よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第13号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 53ページをお開きください。

議案第13号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

54ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積等促進計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、55ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に

関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第13号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」
長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第13号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」
四日市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第13号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」
安心院地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第7号から9号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
議案書の65ページをお開きください。
報告第7号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は66ページからの20件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区1件、3筆、4,143㎡、宇佐地区4件、9筆、5,821㎡、駅川地区2件、20筆、14,520㎡、四日市地区6件、37筆、28,508㎡、安心院地区4件、38筆、35,026㎡、院内地区3件、20筆、15,203㎡となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。
81ページをお開きください。
報告第8号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。
令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は82ページからの22件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区2件、2筆、4,032㎡、宇佐地区2件、12件、5,140㎡、駅川地区2件、6筆、6,418㎡、四日市地区6件、10筆、16,212㎡、安心院地区8件、17筆、31,404㎡、院内地区2件、6筆、8,128㎡となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。
92ページをお開きください。
報告第9号「農地法第5条許可処分の取消について」
農地法第5条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和5年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は93ページの安心院地区1件、1筆、804㎡がございました。

令和5年2月10日付で、農家住宅として所有権移転による5条許可済となっていました。申請者が中古住宅を購入したため、令和5年5月10日付で転用計画廃止により取消を行ったものです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第7号から9号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 それでは、私の方から報告を2点させていただきます。

1点目は、現在推進しております地域計画についてでございます。地域計画に対する知識研鑽に向け、農業委員会の最適化活動の取り組みの一環といたしまして、7月14日に認定農業者組織 [REDACTED] 様の協力により研修会実施を計画しております。現段階におきまして詳細はまだ決定しておりません。次回の地区審議会においてお知らせできるかと思っております。詳細が決まる前にご一報まで計画案をご報告させていただきます。

続きまして2点目でございます。6月8日を期限に募集をかけております高家地区の最適化推進委員につきまして、今日6月5日の8時半現在応募はございません。残りわずかな募集期間となりましたが、皆さま方のお知り合い等に関係地区の農業全般に精通され、農業行政に関心が高い方がいらっしゃいましたら、ご推奨いただきますようよろしくお願いいたします。

また仮に、締切日までにご応募がなかった場合につきまして、残任期間が3月まで残りわずかな状況であり、募集を一から行いまして活動期間がわずかなることから、再募集は厳しいのではないかと考えております。

この件に関しましては、一度募集をかけているため、法的にも

問題ないということも農業会議の方にも確認が取れております。塚崎委員をはじめ、隣接する地区の農地委員の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご協力を仰ぐことにより事務には支障は及ばないのではないかと考えております。正式には最終的な締切日をもちまして次回の地区審並びに総会にて状況をご報告できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、来月6月の令和5年度第3回定例総会は、7月5日水曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長　それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年6月5日

議長　菅原維範　　㊟

署名委員　永松徳章　　㊟

署名委員　安部仲雄　　㊟